		140千及 第1四 0000月中日上入及伽殿五
令和5年	5月25日(木) 14:00~	場所 あきる野市役所 別館3階 第一会議室
出欠席		
出欠	氏名	所属等
出	○長塚 弘司	全日本不動産協会 東京都本部 多摩西支部 (東郊建設)
出	中村 健泰	東京都宅地建物取引業協会 第十二ブロック (中村住地)
欠	◎榊原 秀明	社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会
出	反町 茂	地域包括支援センター(東部高齢者はつらつセンター)
出	加藤 暁子	あきる野市障がい者基幹相談支援センター
出	南沢 文江	あきる野市民生児童委員協議会
出	細谷 英広	健康福祉部 生活福祉課長
出	井上 弘明	健康福祉部 障がい者支援課長
出	山田 直喜	健康福祉部 高齢者支援課長
出	荒井 伸良	子ども家庭部 子ども政策課長
◎会長、 ○副会長 敬称略		
事務局 都市整備部都市計画課 野口 創 秋山 尚 峯尾 大希 菱山 瑠奈		

田中晶

配布資料

会議次第

資料1 協議会委員名簿

資料2 席次表

資料3 あきる野市居住支援協議会設置要綱

健康福祉部福祉総務課 宮崎 勝央

資料 4 あきる野市居住支援協議会の会議の公開に関する取扱要領

資料 5 居住支援協議会体制図

資料6 令和5年度のスケジュール (案)

内 容

1 開会

(事務局より開会の挨拶)

2 挨拶

(都市整備部長より挨拶)

3 委員紹介

(事務局から紹介後、各委員より挨拶)

(市 事務局紹介)

4 会長及び副会長の選出

事務局 協議会の設置要綱第7

協議会の設置要綱第7条第2項により、役員は委員の中から互選することが定められていますが、いかが致しましょうか

委員 事務局一任で良い思います

事務局 ただいま、事務局一任とのお声を頂きましたけれども、事務局一任ということでよろしい

でしょうか

各委員 異議なし

事務局 皆様異議なしということでございますので、それでは事務局の方で案を披露させていた だきます。本協議会の会長職につきましては、本日欠席ではございますが、社会福祉協議会 の榊原委員、副会長については全日本不動産協会の長塚委員にお願いをしたいと考えてお

ります。なお、あらかじめ、お二方には内諾をいただいておりますが、異議はございますでしょうか。

各委員 異議なし

事務局

異議なしということでございますので、会長は榊原委員、副会長は長塚委員にご就任いた だくことに決定いたしました。

長塚委員におかれましては、副会長席にお進みいただきますようお願いいたします。 それではここで副会長からご挨拶を頂きたいと思います。長塚副会長よろしくお願いいた します。

5 挨拶

(副会長より挨拶)

事務局 (配布資料確認)

それではここからの進行につきまして、本来、設置要綱第9条第2項に基づき、会長が務めることになっておりますが、本日欠席でございますので、設置要綱第8条第2項の規定に基づき、副会長に代理議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

副会長

それでは本日、社会福祉協議会の榊原様が体調不良ということですので、代わりに副会長として議長を務めさせて頂きたいと思います。よろしくお願い申し上げます。お手元の資料に基づきまして議事を進行させていただきたいと思います。それでは次第6報告・説明を、事務局からご説明を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

- 6 報告・説明 (事務局より説明)
 - (1) あきる野市居住支援協議会設置要綱 (資料3)
 - (2) 会議の公開に関する取扱要領 (資料4)
 - (3) 居住支援協議会体制図(資料5)
 - (4) 令和5年度のスケジュール (案)(資料6)

副会長

事務局より説明がありました。ご質問ご意見等ございますでしょうか

委員

令和5年度のスケジュール案について、相談窓口の設置が、令和6年度開始ということですが、これは令和6年の4月から開始するのでしょうか。もし4月から開始とすると、協力不動産店の登録もしなければいけないと思います。協力不動産店募集のチラシを令和6年の1月には作成し、そこから案内するような説明でしたが、こちらの方はいつ頃登録するのでしょうか。こちらも令和6年度に入ってからなのでしょうか。それとも、令和6年の3月までには協力登録店が登録されている段階というイメージなのでしょうか。そこだけお聞きしたいです。

副会長

それでは事務局の方でお答えをお願いできますでしょうか。

事務局

お答えさせていただきます。登録不動産店は、令和5年度中に登録できるような形で進めたいと考えております。相談窓口の方につきましては、4月からというのはスケジュール的には厳しい状況ではございます。と言いますのも、次回以降、皆様に色々なことに関しまして、どのようにしていくのか検討をお願いするところでございますが、その中でどのような形で決めていくのかなど、そのような話もございます。また、相談窓口ということであれば、行政の予算などの関係もございますので、その辺を整えながら令和6年度の早い段階で開設できるようにしたいとは思っております。以上です。

副会長

それではよろしいでしょうか。他にご意見ご質問ございますでしょうか。

ご意見ご質問ないようなので、スケジュールの案につきましては、以上のスケジュールで進めさせていただくという形を取らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

7 意見交換

副会長

ご説明等が終わりました。次の次第の意見交換の方に入らさせていただきたいと思います。今回、居住支援協議会として不動産関係団体、その他福祉関係のお仕事の事務所の方々に集まっていただいております。お互いに普段なかなか接点持つこともないかと思います。せっかくの意見交換や情報交換ができる場だと思っておりますので、住宅の確保、支援、対応等の状況やこのようなことに困っているということがございましたら、意見が頂けると幸いです。いかがでございましょう。意見交換を行いたいと思います。これはどのような形で進めれば良いでしょうか。

事務局

挙手でも副会長からご指名いただいて順番にでも構いません。それはお任せいたします のでご自由に討論という形でお願いしたいと思います。

副会長

それではご意見等あれば頂きたいと思います。こちらの委員から始めさせていただければと思いますが、よろしくお願いできますでしょうか。

委員

住居の確保が難しかった方の例として、昨年度実際あったケースです。

会社の社宅のような所を間借りしていた方で、定年を迎えて社宅を退去しなければなら ないということがありました。その方は年配の職人さんで、80才近くまで勤め上げ、ずっ とそこの会社の社長さんなどにお世話になっていましたが、もう雇用が継続出来ないとい うことになり、社宅を追い出されるということでした。そうした時に転居先を見つけること が非常に難しく、65歳以上なので、はつらつセンターの方に何か住居の紹介をしてくれま せんかということで相談がありました。私たちは不動産屋さんではないので、インターネッ トでその方が希望するような地域の検索をかけて、こういう所があります、市内にこういう 不動産屋さんがあるから直接行ってみてください程度の紹介しかできませんでしたけれど も、その方は、もう耳が聞こえず、電話でのやりとりができなかったので、私たちの方で電 話で不動産屋さんにアポを取りました。加えて対面でも非常に大きい声でないと聞こえず、 筆談のような形でやりとりをしていたので、行った先の不動産屋さんにも迷惑をかけては いけないと思い、職員が不動産屋さんまで同行した経緯があります。やはりそこでネックに なったのが、身元引受人や保証人のところで、その方はずっと一人暮らしで身寄りも無い方 だったので、4、5件ほど不動産屋さんを訪問しましたが、なかなか見つけることができま せんでした。結局その方の知人を経由してアパートを探していただき、退職後はそちらに転 居したという経緯があります。

高齢者になると、自分で住宅を探す手立てがないケースや耳が聞こえづらくなることで 意思の疎通ができず、物事を解釈することが難しいケースなどが出てくるところがありま す。その方にも住む場所を選ぶ権利があり、私たちからここに住んでくださいともなかなか 言えないので、その方との信頼関係も結びながらゆっくりとやっていきたかったのですが、 社宅を退去する期限があったので非常に焦りを感じながら対応したケースでした。

私たちも福祉の公的なサービスや市で行っている高齢者施策等のサービスに繋げるところは、市と情報交換しながらある程度結び付けることができますが、このような居住に関する相談となると、なかなか伝手がないので対応が難しいです。このような相談は、年2、3件ほどは出てきていると思います。

ほかには、息子と同居していたけれども折り合いがつかなくなり、独り暮らしを希望するようなケースです。すぐ施設という風に考えてしまうのではなくて、やはり年金で生活できる範囲内でしょうし、その方がこれからどのように市内で暮らしていきたいのかという気持ちも大事にしながら進めていかなくてはならないと思います。高齢者の住宅を見つける作業は、私たちも非常に多くの時間を使いますし、その方にも多くの負担をかけてしまうところもありますので、このような相談窓口が一箇所市内にあると、ワンストップと言います

か、このような場所があるから一緒に行きましょうと連れていけますし、私たちと設置窓口が連携しながら居住で困っている方を一緒に支援できるのではないかと思います。是非こういうところも進めていければと思います。やはり現に困っている高齢者の方も市内にいるというところで、情報共有しておきたいと思いまして発言させていただきました。ありがとうございました。

副会長

それでは次の委員の方お願いします。

委員

私たちは、主に障害のある方の相談を受けていますが、住居、居住という意味では、アパート、マンションなどを探してほしいという相談よりは、グループホームや施設入所など集団生活を送るような所を知りたい、紹介してほしいということの方が相談件数としては多いです。グループホームや施設入所の場合、近い所で探してほしいという方と、逆にご家族との折り合いが悪いので、遠方のほうがよいと考える方もいらっしゃいますので、市内で見つけていく場合と遠方で見つけていく場合があります。遠い場合ですと関東圏、例えば群馬県や、東北の方の施設をご紹介したこともありました。グループホーム、施設入所という居住の場を考えていく場合には、どうしても広域になっていく傾向があり、近くに施設があっても空きが無い場合や、その方の障害特性に合った場所を案内していくとどうしても遠くなってしまうことがあります。これは、特にこの1、2年の事ではなくて、5年、10年前からそのような傾向はあります。ただ、株式会社の参入が増えたことで、グループホームのような少人数で生活するタイプの施設は近年増えていますので、障害のある方が住む場所としては、そのようなところも選択肢にしていけるような状況になりつつあると感じています。

アパートやマンションについての相談に関しては、やはり精神障害の方と身体障害の方からの相談が多い傾向があります。特性上として、知的障害の方ですと、グループホームを選ばれることが多く、精神障害の方や身体障害の方ですとアパートなどの依頼が多いと思います。身体障害の方に関しては、これは致し方ない部分だと思いますが、市内にバリアフリーの物件が多くないので、ご相談いただいてもなかなかすぐに市内でご案内することができません。なのでこのあたりの地域ですと、去年、今年あたりに、青梅市の物件を一緒に探し、内見に同行させていただきました。

精神障害の方に関しては、付き合いのある不動産屋さんに依頼し、市内の内見できる物件を挙げていただいて一緒に見に行くことも多いのですが、内見にご一緒すると不動産屋さんから、やはり安全に生活ができる方なのかどうか、例えばタバコの始末はきちんとできる方なのか、ゴミ出しができる方なのかというようなところをこっそり聞かれますので、そのようなところを気にされるような印象があります。なので私たちとしては、その方が訪問看護やヘルパーをご利用されることで日常的な生活は問題なく送れるということを不動産屋さんにご説明させていただいたり、私たちのところでも日中の支援をしていくということをお伝えして、間接的にお手伝いしているような状況です。

課題としては、保証人がいない方です。連絡先であればなってもよいとおっしゃるご家族も多いのですが、保証人になる方がいない場合ですとアパートもなかなか決まらず、本人がアパート希望しても、最終的にそのあたりが緩いグループホームに落ち着いていくようなケースも一定数ある印象がございます。ただ、私たちがお付き合いのある不動産屋さんが本当によくしてくださるので、今のところアパートに住みたいという相談については、何処か住む所はご案内できている状況です。本当に感謝しております。いつもありがとうございます。以上です。

副会長

それでは次の委員の方お願いします。

委員

私が訪問している中で4件ほど事例がありました。

1件目の方は、アパートに居住していますが、そのアパートに居住しているのが、その方 1人のみなので、オーナーさんから出て行ってほしいと言われているらしく、住み続けるな らここを買い取ってほしいと言われているそうです。その方は一人暮らしの男性の大工さ んなので、そのアパートを買って直して住むか、どうするのかすごく悩まれていて、もしま た何かあったら相談するからのってほしいと言われています。

それから2件目は、非常に古いアパートの2階に居住されている脚の不自由な方で、玄関先まで出てくるにも、脚にコルセットのようなものをはめないと歩いて出てこれないような状態のため、ゴミ捨ても2階から投げて下に落としています。訪問した時に、私が下に降ろして置いてきましょうか、と聞いてみましたが、そこから投げるからいいですという感じで、もし何かあったら自分で救急車を呼ぶからいいですという感じでした。しかし、最近、全然動けなくなってしまい、救急車で運ばれたことが2回ほどあったらしいのです。秋川の方に独り暮らしをしている息子さんと一応連絡はお互いに取っていたのでその点はよかったのですが、もう一人では生活出来ないので施設に入ることや普通の平屋で住めるような所を探した方が良いという話をしました。ただ、面倒をみてくれる不動産屋さんが見つからないため、とりあえず現在の住居で頑張りますとおっしゃっていました。

3件目は、借家住まいで生活保護を受けている方ですが、少し心臓が悪いこともあり、もし何かあったらそれまで、寿命はこれだけ、とおっしゃられているような方です。その方の家は、冬は本当に寒いのですが暖房がありません。コタツがあるから、コタツ持っていきましょうかと聞きましたが、置く場所がないから必要ないと言われ、結局その方は、小さな電気ストーブーつでこの冬を過ごされました。その方も、もうそろそろ出ていってほしいと言われている中で生活をしている状況なので、今後の住まいが少し心配です。

4件目は、もう一年ほど前だと思いますが、アパートで生活している方で、子供が4人いて狭いし、近くで一軒家で畑が出来るような家はないですかと聞かれましたが、不動産屋さんに行ってもそのような物件は無いですと言われてしまいました。偶然にも近くの家が、所有者のおばあちゃんが施設に入ってしまい、息子さんもほかに家があって空き家状態でしたので、息子さんがその家に来られた時に、このような方がいらっしゃるので貸していただけませんかと聞いてみました。そうしましたら、おばあちゃんも生きているので売れませんが、貸すことはできますということで、貸していただけることになり、家賃等は相対で話し合っていただいて、アパートで家賃を払うより安く生活しています。畑で作物も一生懸命作って非常に喜んで生活しているという状況です。

そのような状況なので、一人暮らしの方が、どこかほかに移りたくてもそこに携わってくださる不動産屋さんがいなくて非常に悩んでいるので、その辺はなんとかならないかと常々思っています。

副会長
それでは次の委員の方お願いします。

子ども家庭部は、子ども政策課と保育課、子ども家庭支援センターで、子ども家庭部というところになっております。子ども政策課については、児童手当や児童扶養手当などの手当の関係や、医療費の助成などを行っています。また、児童館、学童クラブも含めまして、お仕事をされてる方のお子様をお預かりする担当部署があります。子育てに関するご相談等をされるご家庭があるように思われるかもしれませんが、子ども政策課で直接そういったご相談を受けることは少ない状況になっております。もしそういったことがありますと子ども家庭支援センターの方で受けているような状況が多いように感じております。必要に応じて、そういったところの情報収集をさせていただきながら、情報をご提供できればと考

副会長
それでは次の委員の方お願いします。

えております。以上でございます。

今までの皆さんのお話聞きまして、不動産業者として意見で言うのであれば、先ほど皆様がおっしゃられていたような相談は結構多いのですが、そのような物件がありますかと言われても、結局、保証人や有事の際の対応の部分などが、ある程度確約されるような話がないと相談を受けたとしても、それ以上進められないというのが現状だと思います。

例えば一般の賃貸でいうなら、保証人や保証会社は必須です。昔は結構アバウトで入居した方もいますけれども、その頃入居した方がずっと居住しているうちに高齢者になってしまい、兄弟もいらっしゃらない、親もいらっしゃらないとなったときに、結局何かあった時にどうするのかという話になっています。なので、どういうものを協力不動産店というのか

委員

委員

少し分かりにくいのですが、空き家や移住定住ということもやっているなかで、今回の協力 不動産店であれば、例えばそういう情報がありましたら出してください、協力してください という話ができるかもしれませんが、その後、例えばどこが窓口になるのか、市の方で責任 を持ってほしいとまでは言わないですけども、サポートができるのかという話におそらく なると思います。そうなったときに入居者に関する情報でも個人情報だから言えないとな ってしまうと非常に困ります。

実際、私が以前経験した話で言えば、入居していた高齢者の方がいなくなってしまった際に、どこかに入院されたのかと思い、とりあえず市の健康課の方に聞いてみました。しかし、わからないと言われ、例えばどこかの病院に行っているなら保険の関係で連絡などが来ているのではないですかと聞いても、わからないと言われました。では、救急車で行かれたかもしれないので、消防にも聞いてみましたが、本当か嘘か、1週間以上前の履歴はないと言われました。そんな馬鹿なことはないだろうと話をしましたが、個人情報だから言えないというような話でした。身内でないと話ができないということでしたので、その方の保証人である従兄弟の方に地方から出てきてもらい、市役所に行きましたけど、教えてもらえませんでした。結局色々辿った結果、昭島の病院に入院してるということでしたので、今度は昭島市役所に行きましたら、身内であればということで教えてもらえました。なので、不動産業者が聞いたところで、全くもって教えてくれないような状態が現実です。

だからこのように不動産協力店という形で募ったところで、協力不動産店と言っても一般的な賃貸物件で、実際、バリアフリーの物件は少ない上に、足が少し不自由であれば1階でないといけないということもあり、先程言われていたような障がいがある方などが住める物件が必ずしもあるわけではないので難しいところもありますし、大家さんや不動産業者も家賃さえ払ってもらえればある程度は良いけれども、結局そこから先、市の方である程度のバックアップをしてくれる確約が無ければ、何かあった時にどうしますかという話になってしまいます。漠然と協力できる業者を募ることはできますが、市の方でこのような対策を取っています等そういうものがないと、実際に協力不動産店を募集しても、対応の部分が決まっていないと本当に役に立つような人に協力不動産店になってもらえず意味がないと感じました。

あと一つ、先ほどグループホームの話がありましたが、以前グループホームを建てようとしたときに、地域の方に説明会が必要ということで、町内会館のような場所を借りて行いました。そうしましたら反対が多く、結局市に署名が提出されて、反対署名があるから許可できませんということで建設を断念したことがありました。なので、今グループホームも需要が高いと思いますが、そのような部分がもう少し開けてこないと難しいという気はしました。以上です。

副会長

それでは次の委員の方お願いします。

委員

事業の関係としましては、当然生活保護は住居の費用も出ますし、住居に限った話ではなくて、生活全体、経済的な話になってきますので、幅は広いんですが、生活保護になる前の段階で住宅確保給付金の支給、またご相談があった場合には必要に応じて社会福祉協議会の貸付金のご案内等も行っております。ただ、いずれにしても、基本的には生活困窮者を対象としてるというのが大前提で、生活困窮者も支援法に基づいて行っている事業となります。

住居部門に関しましては、求職活動、失職又は給料の激減などで住居確保が難しくなった方に貸付けを行いまして、その間に就職活動ないし、所得の増加に取り組んでいただくことが前提なので、あくまでも経済的な面がありますが、おそらく皆さん方がお話になりましたグループホームや、またうちの方ではサービス付きの高齢者住宅、医療老人ホーム、特別養護老人ホーム、あとは宿泊所など、ありとあらゆる生活の場に行くことが多いです。ただ皆さん大体、やはり自宅で、自分の家で生活したいということをおっしゃられますので、どうしても自宅が難しいという方は当然そのような施設等も考えていく必要があるとは思いますが、居宅で生活をしたい方が生活を出来るように、経済的な面からバックアップしていきます。また必要に応じて、先ほどお話のあったヘルパーや訪問看護等に繋いでいけるような総合的なご案内をしている状況でございます。

件数としては、確かな数字がわからないのですが、少し相談は増えてきているように感じます。特にコロナがありましたので、収入減や失職等で増えていることは事実でございます。ただこれがコロナの一時的なものなのか、これから増えていくのかというのは今のところわかりません。以上でございます。

副会長

それでは次の委員の方お願いします。

委員

障害者につきましては、先ほどお話がありました、障害者基幹相談支援センターさんの方で相談を受けていただいていることが非常に多いというように認識しております。先ほどお話しありましたけれども、障害の特性に応じて、色々な状況がございます。一人暮らしのような形での入居希望は、必ずしも多い訳ではないとは思いますが、そのような中でも住居に困っている方もいらっしゃると思っております。これからこの協議会の場で、色々なご意見や考え方もとらえまして、どんな支援の方法があるのかというのも探っていきたいと思っておりますので今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

副会長

それでは次の委員の方お願いします。

委員

高齢者ということで、入居に関しては、やはり非常に課題が多いと感じております。実際の相談に関しましては、市の窓口ではそれほど入居に関する相談は多くはない状況でありまして、先ほどお話ありました、はつらつセンターで相談されている方が多いのではないかというところでございます。

高齢者支援課では、高齢者の入居にあたりまして、保証の部分で、保証人の契約に関する費用の助成制度がございます。ただ、入居の話になった時に、先ほどもお話ありましたが、やはり何かあった時の連絡先、緊急連絡先というところがまず必要になるということは、当然どこの不動産屋さんでもお話は頂くところでございます。高齢者の方が入居先を探している状況の場合、ご家族の方がいらっしゃっても、疎遠になっていて、連絡がとれてもそこまでの面倒は見られないという話もあります。やはりそういう方に関する入居というところで、不動産業者の方が必要とする情報等があるということは十分承知しています。その辺りが、入居を支援していく上での大きな課題と感じています。

副会長

ありがとうございました。

私たちは現状、不動産業と一緒に建設業をメインでやっておりまして、ここ 10 年ほどで障害をお持ちの方のグループホームや高齢者の認知症対応型のグループホームもいくつか施工させていただきましたけれども、障害をお持ちの方のグループホームに関するご依頼やご相談が圧倒的に増えています。西多摩でもおそらくここ 10 年で 10 棟ほど施工させていただいていると思いますが、今期来期もご依頼やご相談を 4 箇所ほど頂いており、あきる野市内だけではないですけれども非常に増えています。やはり障害をお持ちの方の住まわれる場所というのが、圧倒的に足りないということは常々感じているところでございます。以上です。

それでは、意見交換という形で実施させていただきましたけれども、今回意見を頂きまして、また皆さんと情報を共有しながら色々な問題の解決に向けて進めさせていただければと思います。それぞれの委員の皆様におかれましても色々な立場などあると思いますが、意見共有しながら居住支援に繋げていければと思っておりますので、これからもご協力をお願いしたいと思います。それでは意見交換の方は以上を持ちまして終わりにさせていただきたいと思います。

それでは、連絡事項としまして事務局の方からお願いいたします。

事務局

貴重なご意見頂きまして、ありがとうございました。

事務局なので委員としてではありませんが、住宅政策の立場から少しお話をさせていただければと思います。最初に都市整備部長の方からご挨拶させていただく中で、公営住宅につきましては、今後増やすということはなかなか難しい状況だということはお話させていただいております。ただ、住宅部局としても、現存の公営住宅は、一戸建ての古い平屋の建

物からすべて共同住宅型になっており、新しいところもございますので、今後とも維持ができるように努めてまいりたいと思います。また、皆様の抱える課題、例えば先ほどお話が出ました保証人などをどうしていくのかという問題もございます。公営住宅は保証人制度を廃止しておりますけれども、なかなか民間ですと、そのような部分もしっかりしていかないといけませんし、市の方でも保証の金銭的支援があるという話がありました。ほかにも、障害者のバリアフリーの物件が全く足りないというようなお話もありましたが、東京都などの大きい団体ですとバリアフリー化に対する助成などがある中で、そのあたり市の方でどうしていくのか、また、公営住宅が増やせない中で民間の借り上げを行うのかなど、住宅政策として、これからどうしていけばよいか考えていかなければならないとは思っております。

色々な自治体で居住支援協議会が立ち上がって居住支援が始まっている状況もございますので、事務局の方も一生懸命色々な情報を収集して皆様に共有させていただき、本協議会の主旨になりますけれども、住宅確保要配慮者の方の居住の確保というところで、居住支援団体の方々、不動産関係団体の方々、行政の三位一体で、解決できればと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次回以降につきまして、事務局でスケジュール案としてご提示をさせていただきましたけれども、今回ご意見等頂いたように協議会の中でもっとこうした方が良いというものを活発に議論していただければ、さらにより良い居住支援に繋がると思っておりますので、次回以降もご協力をお願いいたします。

連絡事項でございます。次回の協議会につきましては、詳細な日程は決定しておりませんが、先ほどのスケジュールにもありましたとおり、7月の終わりから8月にかけて開催できればと思っております。委員の皆様には、日程等分かり次第、早い段階でご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、ご意見等あれば、協議会の場でなくても事務局の方にご連絡頂ければ次の協議会までにある程度もむ事もできますので、もしそういうことがありましたら、ご連絡を頂ければ幸いです。連絡事項は以上になります。

副会長

それでは連絡事項は終わりましたのでこれで本日の議事は以上となります。円滑な議事 進行にご協力いただきましてありがとうございました。長時間に渡りまして貴重なご意見 等、誠にありがとうございます。これからのあきる野市の居住支援協議会の取り組みが活発 に本格的に行われるようになると思いますので、是非皆様方のご協力を賜りたいと思いま すのでよろしくお願い申し上げます。

では、議長職はこれで終わりということで、ありがとうございました。

事務局

副会長ありがとうございました。長時間に渡りまして委員の皆様におかれましても、大変ありがとうございました。以上を持ちまして第1回あきる野市居住支援協議会を閉会と致します。

以上